

3 休業手当金（法第70条）

（1）給付要件及び給付期間

組合員（任意継続組合員を除く。）が、次に掲げる事由によって欠勤し、給与（報酬）の全部または一部の支給が行われない場合に、所定の期間について休業手当金が給付されます。

| 支給事由 | | 給付期間 |
|------|--|-----------------|
| ア | 被扶養者の病気又は負傷 | 全期間 |
| イ | 組合員の配偶者の出産 | 14日 |
| ウ | 組合員の公務によらない不慮の災害又は被扶養者に係る不慮の災害 | 5日 |
| エ | 組合員の婚姻、配偶者の死亡又は二親等内の血族若しくは一親等の姻族で主として組合員の収入により生計を維持するもの若しくはその他の被扶養者の婚姻若しくは葬祭 | 7日 |
| オ | 組合員の配偶者（事実婚含む。）又は一親等の親族（子の配偶者を除く。）で被扶養者でない者の病気又は負傷 | 14日（※） |
| カ | 組合員が出席する学校教育法（昭和三十二年法律第二十六号）第五十四条第一項又は第八十四条の規定による通信教育の面接授業 | 通信教育の面接授業に要する期間 |

（※）平成29年3月31日以前については、所属所長が必要と認めた期間

（2）給付対象日

正規の勤務日以外の日（一般的には土曜日及び日曜日）については給付されません。

また、一般的に、開校記念日等及び祝日法による休日、12月29日から翌年の1月3日までの日は報酬の全部または一部が支給されるため、休業手当金は給付されません。

（3）給付額

給付日額は、標準報酬日額×0.5となります。

①標準報酬月額÷22＝標準報酬日額（10円未満四捨五入）

②標準報酬日額×0.5＝給付日額（円未満切捨）

（4）報酬日額との調整

欠勤期間に対して給与報酬等が支払われる場合は、報酬日額を算出し、休業手当金の日額が報酬日額を上回る場合、その差額を手当金として支給します。

報酬日額の計算

減額対象となる給与の額×1/月の要勤務日数 …A

給与の減額単価×7.75（一日の勤務時間） …B

減額対象外の給与のうち日額計算するものの計×1/月の要勤務日数 …C

減額対象外の給与のうち月額計算するものの計×1/22 …D

報酬日額＝（A－B）＋C＋D ※A－Bがマイナスとなる場合はC＋Dの額

（道費職員については、通勤手当以外の給料・手当は日額で支給されるものとして計算します。）

(5) 提出書類

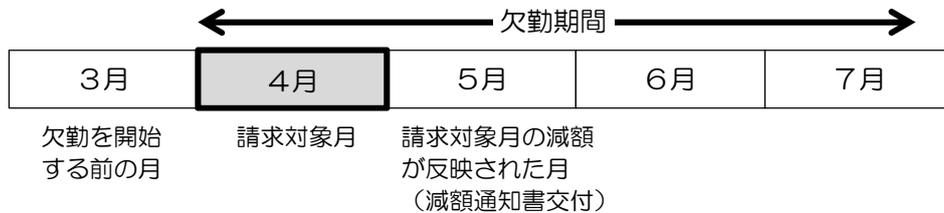
- ア 休業手当金請求書（別紙様式第7号）
- イ 休業手当金に係る欠勤期間の証明書
- ウ 給与（報酬）の減額に関する通知書等の写し（所属所長の原本謄写証明があるもの）
- エ 出勤簿の写し（所属所長の原本謄写証明があるもの）
- オ 請求期間に係る月、減額が反映された月及び欠勤を開始する前の月に係る給与（報酬）支給明細書の写し（所属所長の原本謄写証明があるもの）（注）
- カ 支給事由が発生したことを証する書類
 - ・ 組合員及び被扶養者以外の配偶者又は親族に係り欠勤したとき
→ 住民票や戸籍謄本等、組合員と配偶者又は当該親族の身分関係を確認できる書類
 - ・ 配偶者又は一親等の親族で被扶養者でない者の病気又は負傷により欠勤したとき
→ 医療機関を受診したときに窓口で発行される領収書、診療明細書等の写し
 - ・ 通信教育の面接授業に出席したとき
→ 面接授業の受講証明書等

（注）給与（報酬）支給明細書の写しについて

欠勤した場合は、勤務しなかった時間数に応じて翌月以降の給与が減額されますので、減額内容を確認するため、「請求対象の月」、「請求対象月の減額が反映された月」、「欠勤を開始する前の月」の給与（報酬）支給明細書の写しを提出してください。

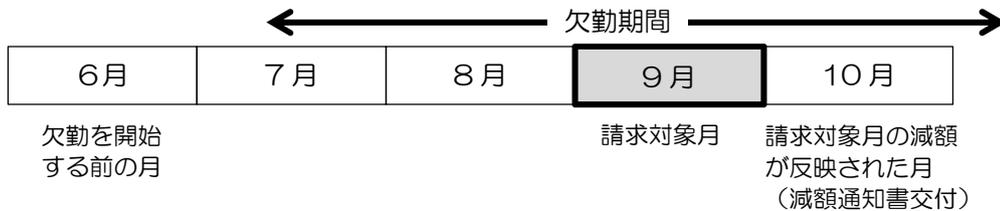
例1：4月1日から欠勤し、4月分の休業手当金を請求するとき

→3月、4月、5月の給与（報酬）支給明細書の写しを提出



例2：7月10日から欠勤し、9月分の休業手当金を請求するとき

→6月、9月、10月の給与（報酬）支給明細書の写しを提出



(6) その他

請求にあたっては、月ごとに請求書を提出願います。（月単位で給付します）